

変動金利定期預金 < 単利型 >



1. 商品名	・ 変動金利定期預金 < 単利型 >
2. ご利用いただける方	・ 個人および法人のお客さま
3. 期間	・ 1年、2年、3年 ・ お預け入れ時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）のお取り扱いができます
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額	・ 現金または振り替えにより一括してお預け入れいただきます ・ 1円以上1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後にお利息とともに払い戻しいたします
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ お預け入れ後6か月はお預け入れ時の店頭表示の利率を適用します ・ お預け入れ日から6か月以降は、6か月毎の店頭表示の自由金利型定期預金を指標金利として適用金利が変動します ・ 中間利払日（お預け入れ日から満期日の前日までの間に到来するお預け入れ日の6か月毎の応答日）以後および満期日以後に分割してお支払いします ・ 中間利払日にお支払いするお利息はお預け入れ日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率〔利率を変更したときは変更後の利率〕×100%）により計算します ・ 1年を365日とする日割計算（付利単位1円） ・ 個人のお客さま：源泉分離課税の場合はお利息に20.315%（国税15.315%・地方税5%）の税金がかかります ただし、2012年12月31日までは20%（国税15%・地方税5%）の税金がかかります ・ 法人のお客さま：総合課税（非課税法人の場合は非課税） ・ 金利は当行窓口もしくはホームページでご確認ください
7. 手数料	・ - - -
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ お客さまのお申し出により、満期日にお客さまの指定する口座へ自動的に元利金を入金（自動解約）するお取り扱いができます ・ 少額貯蓄非課税制度の対象となるお客さまは、所定の手続きによりマル優のお取り扱いができます ・ 自動継続扱いの定期預金に限り、原則、満20歳以上の個人のお客さまは、総合口座のお取り扱いができます

9. 中途解約時の取り扱い

- 満期日前にご解約する場合はご解約日までに経過した各中間利払日数および次のお預け入れ期間に応じた中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算したお利息ならびにご解約日までに経過した最後の中間利払日からご解約日の前日までの日数および次のお預け入れ期間に応じた中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算したお利息の合計額とともに払い戻しいたします
ただし、お支払い済みの中間払い利息(約定利率×100%)と中途解約利息との差額を清算していただく場合があります

定期預金の期間 預入後経過した期間	1年	2年	3年
6か月未満	解約日における普通預金利率		
6か月以上1年未満	約定×50%	約定×50%	約定×40%
1年以上1年6か月未満	- - -	約定×60%	約定×50%
1年6か月以上2年未満	- - -	約定×70%	約定×60%
2年以上2年6か月未満	- - -	- - -	約定×60%
2年6か月以上3年未満	- - -	- - -	約定×70%

ただし上記の利率が普通預金利率を下回る場合には普通預金利率を適用します

10. その他参考となる事項

- 普通定期扱いの定期預金の満期日以後のお利息は、ご解約日または新たにご継続する日(書替継続日)における普通預金利率により計算します
- 預金保険制度により下記の範囲内で保護されます
預金保険制度により全額保護される決済用預金以外の預金と合算して、預金者お一人さまあたり1金融機関ごとに元本1,000万円までとそのお利息等

11. 当行が契約している
指定紛争解決機関

- 一般社団法人全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 または
03-5252-3772